

グループホーム温泉保養館おおゆ運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人楽山会が開設するグループホーム温泉保養館おおゆ（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の円滑な運営を図るために、人員及び管理運営に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたる従事者（以下「従事者」という。）が、比較的安定状態にある認知症の要介護者に対し、適正な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条** 認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもの（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）に対し、認知症対応型共同生活介護計画にもとづき、共同生活住居において利用者の認知症の症状の進行を緩和し、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活を送ることができるよう行うものとする。また利用者の家族に代わる暮らしの場と介護サービスを提供することで利用者の家族の身体面・精神面・社会面の負担の軽減を図るものとする。
- 2** 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、地域包括支援センターとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3** 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（事業所の名称等）

- 第3条** 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- （1）名 称 医療法人楽山会グループホーム温泉保養館おおゆ
- （2）所在地 秋田県鹿角市十和田大湯字川原ノ湯9番地3

（従事者の職種、員数及び職務内容）

- 第4条** 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- （1）管理者 1名（計画作成担当者及び介護職員と兼務）
管理者は、従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）計画作成担当者 1名以上（うち1名は管理者及び介護職員と兼務）
認知症対応型共同生活介護計画の作成と連携する関係機関との連絡、調整を行う。
- （3）介護職員 8名以上（うち1名は管理者及び計画作成担当者と兼務）
認知症対応型共同生活介護計画に基づいた指定認知症対応型共同生活介護業務に

あたる。

（入居定員及び居室数）

第5条 事業所の入居定員は、9名とする。

2 事業所の居室数は、9室とする。

（指定認知症対応型共同生活介護の内容）

第6条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- （1）身体介護
- （2）日常動作訓練
- （3）日常生活上の相談・助言
- （4）入浴サービス
- （5）食事サービス
- （6）**口腔衛生・栄養の支援**
- （7）地域活動への参加の機会の提供
- （8）その他利用者に対する便宜の提

（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

第7条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- 3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況や希望・環境を踏まえて、介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。
- 4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、利用者に交付するものとする。
- 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画作成後においても、当該認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。
- 6 第2項から第4項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

に説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとする。

(サービス従業者の義務)

第 1 1 条 サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとする。

2 利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、施設看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとする。

3 利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 3 0 日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとする。

(身体拘束について)

第 1 2 条 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束やその他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催
その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の実施

(虐待防止に関する事項)

第 1 3 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施、委員会の周知の徹底
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(短期利用共同生活介護)

第8条 事業者は、共同生活住居の定員の範囲で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護(以下「短期利用共同生活介護」という。)を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、予め30日以内の利用期間を定めたものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居住に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
- 6 短期利用共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(利用料等)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない次のサービスを提供した場合は、その利用料の支払いを受けるものとする。
 - (1) 家賃
 - (2) 食費
 - (3) 水道光熱・共益費
 - (4) 理美容代
 - (5) おむつ代
 - (6) 行事参加費(小旅行等)
- 3 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(利用料の変更)

第10条 事業所は、介護給付対象サービスの利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、当該サービスの利用料金を変更することができるものとする。

- 2 事業所は、介護保険給付対象外サービスの利用料金について、経済状況の著しい変化その他ややむを得ない事由がある場合、利用者に対して、変更を行う日の2ヵ月前まで

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(守秘義務)

- 第20条** 事業所の従事者は、正当な理由がない限り、利用者に対する介護サービスの提供に際して知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を漏らしません。
- 2 事業所は、事業所の従事者が退職後、就業中に業務上知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を正当な理由なく漏らすことがないよう配慮します。
 - 3 事業所の従事者は、サービス担当者会議等において、利用者及び利用者の家族から予め同意を得ない限り、利用者及び利用者の家族の個人情報を用いません。

(苦情処理)

- 第21条** 提供した指定認知症対応型共同生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、自ら提供した指定認知症対応型共同生活介護に関して、市町村が行う文書等の提出や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。また、市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 指定認知症対応型共同生活介護に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査には協力するものとする。また、自ら提供した指定認知症対応型共同生活介護に対して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

(サービスの評価)

- 第22条** 事業所は、自ら提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、さらに定期的に都道府県が選定した評価機関による評価（外部評価）をうけて、常にサービスの改善を図るものとする。
- 2 事業所は、外部評価結果と自己評価結果を対比して両者の異同を考案し、外部評価結果をふまえて総括的な評価を行うものとする。
 - 3 事業所は、自己評価を少なくとも年2回実施し、評価の記録を2年間保存するとともに、外部評価結果と併せて利用申込者や家族に対して、重要事項を記した文書に添付して説明し、事業所内に掲示するほか入居者の家族に送付し開示するものとする。

（協力医療機関等）

第14条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておくものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

（1）利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

（2）事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市町村に届け出るものとする。

4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対して医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（事項において「第二種指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新興感染症をいう。事項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めるものとする。

5 事業所は、協力医療機関が第二種指定医療機関である場合においては、当該第二種協定締結指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。

6 事業所は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるよう努めるものとする。

7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならないものとする。

（地域との連携）

第15条 認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 事業者は、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、それを公表するものとする。

3 事業者は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携

及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないものとする。

- 4 事業者は、その事業の運営にあたっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第16条 利用者は指定認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次の事項に留意することとする。

- (1) サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態について従事者に連絡し、心身の状態に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 利用者は、本サービスの提供に使用する施設及び施設以外の物の使用については、従事者の指示に従うこととする。

(緊急時の対応方法)

第17条 認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合には、速やかに主治医の医師又はあらかじめ当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第18条 事業所における非常災害対策は次のとおりとする。

- (1) 非常災害に際して必要な消火設備、その他の設備を設ける。
- (2) 消防業務については、防火管理者及び火気取扱責任者を置く。
- (3) 火災及び風災害、地震等の災害に対処するための具体的計画を策定する。
- (4) 具体的計画に基づいた、避難、誘導、救出訓練を年2回実施する。
- (5) 具体的計画は、消防署などの関係機関と連携し、随時適切なものとする。
- (6) 非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に職員に通知する。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第23条 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(衛生管理及び従事者の健康管理)

第24条 事業所は、認知症対応型共同生活介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に注意し、感染防止に努めるものとする。

- 2 感染対策委員会を設置し、一月に1回程度定期的に委員会を開催し職員に周知徹底すると共に、指針を策定し感染防止のための研修や訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(会計の区分)

第25条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の会計とその他事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第26条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備するものとする。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第27条 事業所は、利用者に対し適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従事者の勤務の体制を定めるものとする。

- 2 事業所は、従事者の資質の向上を図るための研修の機会を確保するものとする。

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 年2回

- 3 事業所は、すべての指定認知症対応型共同生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場に

おいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第28条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人楽山会理事長と事業所の館長との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

- 一部改定 平成18年4月1日
- 一部改定 平成21年4月1日
- 一部改定 平成22年4月1日
- 一部改定 平成23年9月1日
- 一部改定 平成26年4月1日
- 一部改定 平成31年3月1日
- 一部改定 令和02年4月1日
- 一部改定 令和04年4月1日
- 一部改定 令和05年4月1日
- 一部改定 令和06年4月1日